個人名義 2026年4月以降

駐車場所を借りている場合、こちらの用紙をご使用ください

2026年4月より書式および記入方法が全国統一となりました
新旧書式で使用者欄の記入方法に変更がある場合があり注意が必要
※用紙は旧書式でも使用可能、その場合は旧書式記入方法を適用

別記様式第２

保管場所使用承諾証明書

			警察署長提出用
保管場所の位置	東京都中央区日本橋浜町2丁目100番50号	駐車場の名称	駐車位置番号
		トヨタ駐車場	7
使用者	〒（ 103 － 0007 ） 住所 東京都中央区日本橋浜町2丁目12番4号 モビサマンション201号室 電話 090 － 1234 － 5678		
	氏名 豊田 太郎		
使用期間	20〇〇 or 令和〇 年 △ 月 □ 日 から 20△△ or 令和△ 年 □ 月 〇 日 まで		

上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。

年 月 日

〒（ － ）
住所

電話

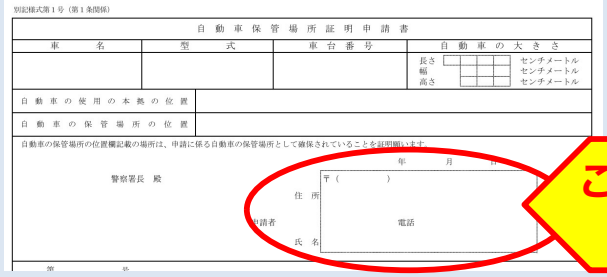
氏名

◆保管場所の位置
駐車場の住所を記載（申請書又は届出書の保管場所の位置欄と同じ）
※北海道は番まで記載、号は記入しない
〇日本橋浜町2丁目100番　×日本橋浜町2丁目100番50号

◆駐車位置番号
駐車枠の使用が承諾された場合、該当駐車位置番号等を記入
番号がない、指定がない等の場合、空欄で可　※神奈川県は原則指定が必要

◆駐車場の名称
駐車場に名称が付いている場合、当該名称を記入　名称等がない場合は空欄

◆使用者住所
自動車保管場所証明申請書の申請者欄 または 自動車保管場所届出書の届出者欄に記載した内容と同じです



◆使用者
住民票（印鑑証明書）記載の住所･氏名を記載

◆使用期間
使用の開始日は、納車予定日より1ヶ月以上前の日付、
使用期間残は納車予定日より１か月以上後の日付
残期間が1ヶ月未満で自動更新等の文言がある場合は申請する警察署への申請可否確認が必要

◆駐車場の管理者等
正当な承諾権者（駐車場の所有者又は委託を受けた駐車場の管理者）の記名又は署名が必要です

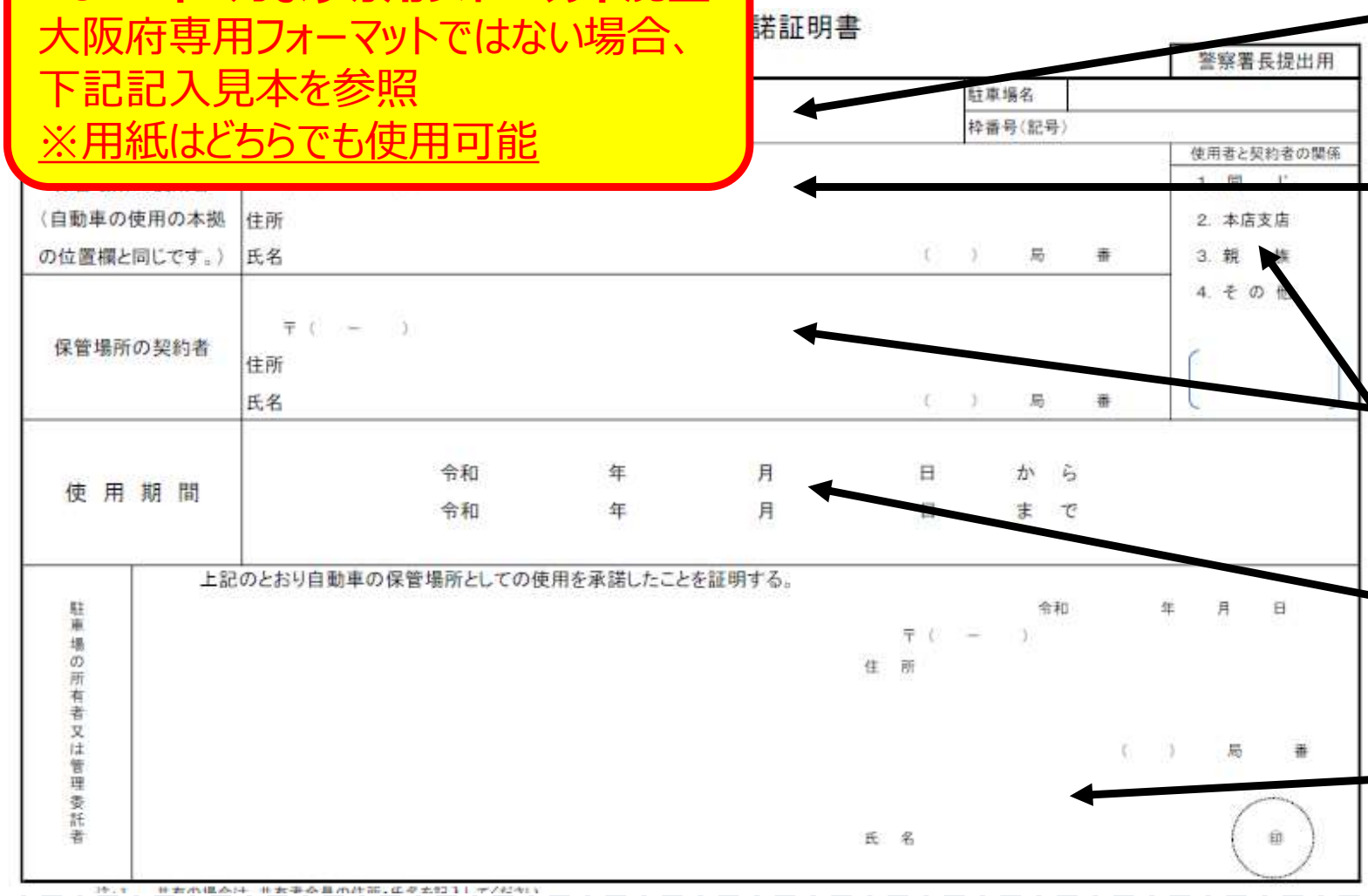
※記入日は一定期間が経過してしまうと有効な書類として認められなくなる可能性がありますので、納車予定日より3ヶ月以内を目安とする

留意事項
〇　この書類は、保管場所が、他人所有の場合に作成するものです
〇　書類の発行にあたっては、保管場所の所有者、委託を受けた**管理者の責任において記載**してください

個人名義（大阪府用）2024年3月まで

駐車場所を借りている場合、こちらの用紙をご使用ください

2024年4月より専用フォーマット廃止
大阪府専用フォーマットではない場合、
下記記入見本を参照
※用紙はどちらでも使用可能



諾証明書

	警察署長提出用	
	駐車場名	
	枠番号（記号）	
		使用者と契約者の関係 1. 同　じ 2. 本店支店 3. 親　族 4. そ の 他
（自動車の使用の本拠の位置欄と同じです。）	住所 氏名　（　）　局　番	
保管場所の契約者	〒（　－　） 住所 氏名　（　）　局　番	
使 用 期 間	令和　年　月　日　か ら 令和　年　月　日　ま で	
駐車場の所有者又は管理委託者	上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。 令和　年　月　日 〒（　－　） 住　所 （　）　局　番 氏　名　印	

◆保管場所の位置
駐車場の住所を記載

◆保管場所の使用者の住所
保管場所証明申請書 または
自動車保管場所届出書の使用
の本拠の位置と同じものを記載

◆使用者と契約者の関係
契約者と使用者が同一の場合は
1に〇、異なる場合は該当する
番号に〇、その他の場合は4に〇
を入れ両者の関係を簡記する

◆使用期間
長期間であることが望ましい

◆駐車場の所有者または管理委託者
正当な承諾権者(駐車場の所有者または委託を受けた駐車場の管理者)の記名が必要

留意事項

〇　この書類は、警察署長へ保管場所証明申請または保管場所届出を行う際、保管場所の使用権原を確認するために必要なものです
〇　書類の発行に当たっては、保管場所の所有者または委託を受けた管理者の責任において作成してください
〇　警察署へ提出する際は、使用承諾証明書が作成された日からおおむね3ヶ月以内のもので、かつ、使用期間内のものをご用意ください
（提出時点で未だ使用期間内に到達していないときは受理でされません）